

住居確保給付金のしおり

離職、自営業の廃止又はやむを得ない休業等により
収入が減少し、住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

西宮市福祉事務所

令和5年4月1日

(2023年)

住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止（以下、「離職等」という。）又はやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者を対象として、家賃相当分の給付金※を支給するとともに、ソーシャルスポット西宮よりそい（自立相談支援機関）（以下、「よりそい」という。）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：次の金額を上限として、収入に応じて調整された額を支給

42,500円（単身世帯） 51,000円（2人世帯）

55,300円（3～5人世帯） 60,000円（6人世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長、再延長が可能）
原則、申請日の属する月からの3ヶ月間。

支給方法：西宮市から大家等へ直接振込

世帯認定：住居確保給付金では、住民票上の世帯登録に関わらず、
同一住居かつ同一生計の世帯員は同一世帯と判断します。

※ 注意：対象とならないものがあります。

- 管理費、共益費等
- 借地代
- 住宅ローン
- 借主が法人名義となっている賃貸物件
- 自営業等で経費として計上している家賃相当額

住居確保給付金を受けるには、要件があります

申請時に以下の①～⑨のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等（本人の疾病等は除く）により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内（妊娠、出産等正当な理由と認められる事由により求職活動ができなかった期間分は延長でき、最大4年）、又はやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある
- ③ 離職等の日に主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）、又はやむを得ない休業等により減収となった者で申請日の属する月において主たる生計維持者である

- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入（収入の算定方法は、p4の別表1を参照）の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	収入基準額（基準額+家賃額）
1人	84,000円	42,500円	126,500円（上限）
2人	130,000円	51,000円	181,000円（上限）
3人	172,000円	55,300円	227,300円（上限）
4人	214,000円	55,300円	269,300円（上限）
5人	255,000円	55,300円	310,300円（上限）
6人	297,000円	60,000円	357,000円（上限）

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（資産については、下記の金融資産要件表）の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

金融資産要件	
算定対象	算定対象外
○現金（右欄※を除く） ○預貯金（右欄※を除く） 財形貯蓄 ○債券 国債 ○株式 出資金 ○投資信託 ○暗号資産	○生命保険 個人年金保険（養老保険） 学資保険 ※東日本大震災に係る義援金、地震保険の保険金、東京電力からの原子力損害に対する補償金の受取り（その受け取りから1年（給付金支給単位期間の前日から起算して1年）までのもの）

- ⑥ 自身の状況に応じ、p7～p9に記載した求職活動等を誠実かつ熱心に行うこと
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと
- ⑨ 過去に住居確保給付金を受けたことがない、
又は
過去に住居確保給付金を受けたことがあるが、再支給の要件に該当すること

収入の算定の詳細について（前ページ④）

収入要件（別表1）

算定対象	算定対象外
<p><u>○税引前の稼得収入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金 賞与 ※通勤手当は算定対象外 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） 原稿料 ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） ※事業収入赤字は0円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） 家賃収入 	<p><u>○特定の目的のために支給される手当・給付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の用途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合）
<p><u>○税引前の収入全般</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業等給付（国家公務員法退職手当法等規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む） ・各種年金 国民年金 国民年金基金 厚生年金 厚生年金基金 共済年金 障害補償年金、遺族補償年金（労災保険） ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・その他 仕送り（同居配偶者等以外） 養育費（右記以外） 婚姻費用分担金 慰謝料（継続的なもの） 障害補償費（公害健康被害の補償等に関する法律） 健康保険傷病手当金 ボランティアで得た収入（交通費分は除く。） 	<p><u>○職業訓練受講給付金</u></p> <p><u>○各種保険金の受取 等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金等 <p><u>○一時的な（一年未満の）収入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの） ・通常短期間支給される手当・給付 休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） <p><u>○雇用継続給付（高齢・育児・介護）</u></p> <p><u>○22歳以下かつ就学中の子の収入</u></p> <p><u>○給与等に含まれる通勤手当</u></p>

住居確保給付金の支給額

- 月の世帯の収入合計額が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※
- 月の世帯の収入合計額が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。

住居確保給付金支給額※ =

申請者が居住する住宅の家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

※ 家賃額は生活保護法による住宅扶助基準を上限（2頁参照）

【例1】 世帯人数：1人（単身）世帯
実際の家賃額：40,000円
申請日の属する月の世帯収入：90,000円

家賃：40,000円 - (収入：90,000円 - 基準額：84,000円)
= 34,000円 [支給額]

【例2】 世帯人数：1人（単身）世帯
実際の家賃額：55,000円
申請日の属する月の世帯収入：90,000円

家賃：55,000円 - (収入：90,000円 - 基準額：84,000円)
= 49,000円 ⇒ 42,500円 [支給額]

※1人（単身）世帯の家賃額の上限は42,500円であるため、支給額は42,500円となります。（P2参照）

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

①住居確保給付金支給申請書

②本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、マイナンバーカード※1、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証※2、住民票の写し、戸籍謄本等

※1 マイナンバーカードは、個人番号記載面の写しは不要です。

※2 健康保険証の被保険者等記号・番号等を隠したものを用意してください。

③賃貸借契約書

④【離職又は廃業した人】

離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し

（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

【減収した人】

収入が減っていることが分かる書類（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことが分かる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことが分かる文書等）の写し

⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」等）

⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金、財形貯蓄、債券、株式、出資金、投資信託、暗号資産の残高が分かる書類の写し

（Webでのみ管理している場合は、その画面の写し）

⑦【離職又は廃業した人】

ハローワークに登録した求職番号が確認できる書類（例：ハローワーク受付票）

住居確保給付金受給中の義務について

支給期間中は、公共職業安定所等に求職の申込みをした上で、誠実かつ熱心に常用就職を目指す求職活動又は、自立に向けた活動を行ってください。活動内容はご自身の条件によって異なります。下図を参考にA（p8）又はB（P9）の活動を行ってください。

申請理由はどちらですか？

- ① 離職・廃業
- ② 休業等による収入減少

- ③ シフト減少（※）
- ④ ③以外の自営業者

事業を建て直す意思がある

いいえ

はい

経営相談先での経営相談

活動計画の作成

経営相談先から就労を勧められた場合

A. 公共職業安定所等での求職活動

B. 自立に向けた活動

※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

A. 公共職業安定所等での求職活動

- ① 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動

B. 経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

- ① 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 経営相談先での経営相談（原則月1回以上）
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動

住居確保給付金受給中の義務A

A.公共職業安定所等に求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指す求職活動

【対象者】 Bに該当しない方全員。また、再延長期間中の方

◆月4回以上、よりそいの支援員等による面接等の支援を受けること。

「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、企業等への応募活動等の求職活動の状況を

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。

◆月2回以上、公共職業安定所等の職業相談を受けること。

「職業相談確認票」に公共職業安定所等の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印をもらいます。

※上記のハローワークでの職業相談は、ハローワーク以外の公的な無料の職業紹介を行う職業紹介事業者で職業相談を受けた場合でも認められる場合があります。詳しくは個別にお問い合わせください。

◆原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けること。

これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。

月4回の支援員との面接の際に「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、よりそいに報告してください。

◆よりそいでプランを策定された場合は、前項の内容に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けること。

住居確保給付金受給中の義務B

B.経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

【対象者】

以下の3つの要件を満たす方。

なお、再延長期間中は前ページAの求職活動を行っていただきます。

【条件】

1. やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあり、給与以外の業務上の収入を得ている。
2. 経営改善の意欲がある。
3. 相談内容が経営相談である。
なお、給与以外の業務上の収入を得ている場合であっても、経営相談による経営改善が困難と判断される場合もあります。
その場合は、Aの求職活動を行っていただきます。

◆月4回以上、よりそいの支援員等による面接等の支援を受けること。

経営相談先の助言等を受けた「自立に向けた活動計画」を作成し、支援員に提示するとともに、「自立に向けた活動状況報告書」を活用するなどの方法により、支援員へ活動状況を報告してください。

◆原則月1回以上、経営相談先（よろず支援拠点等）にて、面談等の支援を受けること。

「自立に向けた活動状況報告書」に経営相談の内容を記入してください。

◆経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。

◆よりそいでプランを策定し、プランに記載した活動を行うこと。

（その他）

給与等の収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況であるため住居確保給付金を受けている方は、毎月の収入を申告しなければなりません。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」をよりそいへ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、よりそいに毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3ヶ月間の延長が2回まで可能です。
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と金融資産が一定額以下
など
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長、再延長を希望される場合は、受給期間の最終月中に申請する必要があります。収入と資産が分かる書類を準備して、よりそいへお越しくください。最終月を経過した場合は、申請は出来ません。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
 - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、よりそいの指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、よりそいへお越しくください。

住居確保給付金の支給を中止する場合

住居確保給付金の支給を中止（支給期間途中の打ち切り）することがあります。以下が代表的な支給中止理由です。

- ① よりそいの支援員等とのやり取りを怠る等誠実かつ熱心に求職活動等を行っていないと認められる場合
- ② よりそいが策定したプランに従わない場合
- ③ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が申請時の収入基準額を超えた場合又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合
- ④ 住宅を退去した場合
（大家からの要請の場合や よりそいの指示による場合を除く）
- ⑤ 生活保護を受給した場合

上記①～⑤の他にも、支給が中止される場合があります。

詳しくは、住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）をご確認ください。

住居確保給付金の支給を中断する場合があります

- ◆支給の中断とは、住居確保給付金の受給期間中に疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合に、受給を継続できる制度です（その時点で決定済みの3か月間のみ）。
また、疾病または負傷が治癒し、求職活動を行うことができるようになるまで延長、再延長の申請期限を延期することができます。なお、決定済みの受給期間の終了後から、疾病または負傷が治癒し再開するまでの間は、住居確保給付金は支給されません。
- ◆中断期間中は、原則として毎月1回、来所による面談や電話等により、体調及び生活状況等の報告をする必要があります。
- ◆求職活動を再開する場合は、よりそいで手続きを行い、一定の要件を満たしていれば、支給を再開できます。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金の受給が終了した後に、以下の要件に該当すれば再度支給を受けることができます。
 - ①住居確保給付金の受給期間の終了後に、常用就職又は給与以外の業務上の収入を得る機会が増加した実績があること
 - ②従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過していること
 - ③新たに会社の都合で解雇（受給者の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除きます。）された者
又は
就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した者
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
- ◆ 過去に複数回の支給決定を受けている場合は、「受給終了後」＝「直前の受給終了後」となります。
また、複数回離職している場合は、直前の離職が会社の都合による解雇かどうかで判断します。

【申請・相談先】

ソーシャルスポット西宮よりそい
(生活困窮者自立相談支援機関)
住所: 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市役所南館1階
電話: 0798-31-0199

【担当課】

西宮市役所 厚生課 援護チーム(住居確保給付金担当)
住所: 西宮市六湛寺町10番3号
電話: 0798-35-3144